

第 60 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項を次のように改める。

2 の 2	削除
-------------	----

別表第 1 の 2 の 4 の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 61 号議案

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

大田区印鑑条例（昭和 50 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「成年被後見人」の次に「（法定代理人（復代理人を除く。以下同じ。）が同行した上で、印鑑の登録を受ける意思を区長が確認できた者を除く。）」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で、印鑑登録申請書に印鑑を添えて、自ら区長に申請しなければならない。

第 11 条に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で届け出なければならない。

第 13 条を次のように改める。

### 第13条 削除

第 14 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第 14 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第16条第1項中「印鑑登録者」の次に「（いずれも成年被後見人である者を除く。）」を加え、「第11条」を「第11条本文」に、「第14条第1項」を「第14条第1項本文」に、「同条第2項」を「同条第2項本文」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「回答書等の持参」を「申請等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 登録申請者又は印鑑登録者（いずれも成年被後見人である者に限る。）は、第5条第2項及び第10条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る印鑑登録の制限の規定を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 62 号議案

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(大田区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 17 条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 24 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 24 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 49 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 49 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第 51 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 51 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 51 条の 3 第 1 項中「第 51 条第 2 項」を「第 51 条第 3 項」に改める。

付則第 2 条の 2 中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 6 年度」に改める。

付則第 5 条の 3 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 10 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

付則第 11 条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

付則第 18 条の次に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第19条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(大田区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、大田区特別区税条例第17条の改正規定を次のように改める。

第 17 条中「又は同条第 2 項に掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項から第 12 項まで」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項まで」に改め、「、扶養控除額又は基礎控除額を」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。

(大田区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、大田区特別区税条例第 10 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。  
付則第 1 条第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

付則第 1 条第 4 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

付則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中大田区特別区税条例第 49 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに付則第 4 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中大田区特別区税条例第 10 条第 1 項第 2 号、第 17 条及び第 23 条第 1 項ただし書の改正規定、同条例付則第 2 条の 2、第 10 条第 1 項及び第 11 条第 3 項の改正規定並びに同条例付則第 18 条の次に 3 条を加える改正規定（付則第 19 条に係る部分を除く。）並びに次条並びに付則第 3 条第 2 項及

び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条の改正規定及び付則第5条の規定 令和3年10月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分（付則第19条に係る部分を除く。）は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法



(昭和 40 年法律第 33 号) 第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等 (同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第 5 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、区民税の非課税範囲を見直すとともに、たばこ税に関して、葉巻たばこの課税方式を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 63 号議案

大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例

大田区高齢者アパート条例（平成 25 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の部生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者の項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付の受給者の項を削り、同表の 2 の部生活保護法による被保護者の項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者の項を削り、同表備考を同表備考第 1 号とし、同表備考に次の 1 号を加える。

（2）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付の受給者については、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 3 の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額とする。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者の使用料を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 64 号議案

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

大田区介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「2 万 3,400 円」を「1 万 8,000 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「2 万 3,400 円」を「1 万 8,000 円」に、「3 万 7,800 円」を「2 万 8,800 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「2 万 3,400 円」を「1 万 8,000 円」に、「4 万 8,600 円」を「4 万 6,800 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第 1 号被保険者のうち所得の低い第 1 段階から第 3 段階までの者について、令和 2 年度の保険料の減額賦課を行うため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 65 号議案

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例

大田区住宅宿泊事業法施行条例（平成 29 年条例第 45 号）の一部を次のように  
改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定は、法第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しない場合において  
営まれる住宅宿泊事業については適用しない。

第 4 条中「第 1 号及び第 2 号」を「次の各号」に、「住宅宿泊事業の用に供す  
る住宅が第 3 号に該当する」を「住宅が第 2 条の規定により住宅宿泊事業の実施  
が制限される区域以外の区域に存する」に改め、同条第 3 号を削る。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（改善勧告）

第 5 条 区長は、法第 17 条の規定による調査を行った結果、重大な法令違反があ  
ると認めるときは、当該住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対し、改善そ  
の他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 6 条 区長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないと  
きは、勧告の内容、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者の氏名又は名称その  
他の規則に定める事項を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に  
対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(提案理由)

住宅宿泊事業者が届出住宅に居住して管理業務を行う住宅宿泊事業について、実施を制限する区域の適用を除外するほか、改善勧告及び公表に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所

氏名 大 古 場 雅

資格 公認会計士

2 契約期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3 契約金額

1,210 万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

第 67 号議案

久根橋外 1 橋構造改良工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

久根橋外 1 橋構造改良工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 久根橋構造改良工事及び長栄橋構造改良工事  
仮設構台設置工  
上部工撤去工  
地盤改良工用作業ステージ設置工  
仮締切工  
下部工撤去工  
地盤改良工  
下部工設置工  
上部工設置工  
道路工  
施工ヤード設置工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 6,805 万円
- 4 契約の相手方 大田区上池台二丁目 20 番 2 号  
株式会社佐々木組  
代表取締役 小 林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から令和 4 年 11 月 30 日まで



(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 68 号議案

仮称大田区南六郷創業支援施設内部改修その他工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区南六郷創業支援施設内部改修その他工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区南六郷創業支援施設内部改修その他工事  
鉄筋コンクリート造 地上 3 階建  
延床面積 1491.75 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 4,860 万円
- 4 契約の相手方 大田区久が原三丁目 27 番 10 号  
小川建設株式会社  
代表取締役 小 川 健
- 5 工 期 契約有効の日から令和 3 年 3 月 19 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 69 号議案

呑川合流改善貯留施設立坑設置に伴う用地整備工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

呑川合流改善貯留施設立坑設置に伴う用地整備工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 呑川合流改善貯留施設立坑設置に伴う用地整備工事  
公園附属物撤去工  
公園附属物設置工  
駐車場復旧工  
プール復旧工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 7,390 万円
- 4 契約の相手方 板橋区南常盤台一丁目 35 番 1 号  
スポーツ施設株式会社  
代表取締役 太 田 豊
- 5 工 期 契約有効の日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。